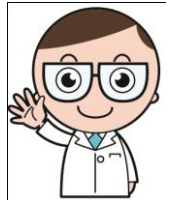


医業トピックスQA

平成 25 年
10 月 18 日
第 26 号

今月の院長先生からの質問



Q 現在、経過措置型医療法人ですが、事業承継を考えると基金拠出型医療法人へ移行したほうがいいのか考えています。移行に際して何か問題点はありますか？

A 経過措置型医療法人から基金拠出型医療法人へ移行する際問題となるのは、出資者が出資持分を放棄することで医療法人が贈与を受けたとみなされ、医療法人に対して贈与税が課せられるということです。

出資持分の評価が高ければ高いほどこの問題は大きくなりますが、かといってそのままにしておくと、多額の相続税の問題が発生します。

医院の将来を考え、一代で終わるのか、事業承継を考えるのかによって、対策はまた変わってきます。

今月の時事ニュース

次期改定に向けた入院医療の調査が まとまる ～中医協分科会～

厚生労働省は 10 月 10 日、中医協の診療報酬調査専門組織「入院医療等の調査・評価分科会」でこれまで実施した調査、検討を踏まえた取りまとめ案を示した。

- ① 「13 : 1、15 : 1 入院基本料を算定する医療機関における特定除外制度の廃止については、大きな問題はなくこのまま継続。
- ② 「7 : 1 入院基本料を算定する医療機関の経過措置は、平成 26 年 3 月 31 日をもって終了することが妥当
- ③ 金曜日入院、月曜日退院、正午までの退院については、これらの評価に関して今後も継続としながら、「入院医療のさらなる適正化について検討が必要」とした。